

防犯カメラ設置及び管理・運用基準

(趣旨)

1. この基準は、犯罪を抑止し、安全で安心して暮らせるまちの実現と個人のプライバシーに配慮し、恵み野西町内会に設置する防犯カメラについて、適正な設置及び管理並びに運用を行うため、必要な事項を定めるものとする。

(設置目的)

2. 防犯カメラは、恵み野西町内会における犯罪の発生未然防止及び安全で安心して暮らせるまちづくりの推進のために設置する。

(設置場所)

3. 別紙、配置図のとおり恵み野駅前交差点、防犯カメラ設置箇所に1台の防犯カメラを設置する。

(設置の表示)

4. 別紙、配置図のとおり恵み野駅前交差点、防犯カメラ設置箇所の支柱に「防犯カメラ設置区域」と記載した表示板を掲示する。

(管理責任者)

5. 防犯カメラの適正な設置及び管理並びに運用を図るため、管理責任者を置く。

(1)管理責任者は、恵み野西町内会会長とする。

(管理責任者の責務)

6. 防犯カメラの管理責任者の責務は、次に掲げるとおりとする。

ア.撮影された映像の適正な管理。

イ.撮影された映像の提供の制限。

ウ.問い合わせや苦情等への対応。

エ.その他防犯カメラの適正な設置及び管理並びに運用に関し、必要な事項を講じること。

(映像の管理)

7. 管理責任者は、次に掲げる事項により映像を管理し、閲覧をしないものとする。

(1)録画装置の保管場所は恵み野西町内会館内とする。記録媒体は、保管庫に保管し、外部への持ち出しは禁止する。保管場所へは、管理責任者が許可した者以外は立ち入ることができない。

(2)映像の不必要な複写は禁止する。また、映像は記録された状態のまま保存し、加工は行わない。

(3)映像の閲覧や機器の管理を行うためのパスワード等は、市が設定し適正に管理する。

(4)映像の保存期間は1か月とする。ただし、管理責任者が特に必要があると認められた場合は、保存期間を延長することができる。

(5) 保存期間を経過した映像は速やかに消去又は上書きによる消去を行う。

また、記録媒体を破棄する場合は、管理責任者を含め複数人で行い、記録された映像の読み取りができないように、破碎するなど物理的な処理を行い、その日時及び方法等を記録する。

8. 映像の利用及び提供の制限

(1) 記録された映像は、設置目的以外の目的のために利用しない。また、次のいずれかに該当する場合を除き、第三者への閲覧・提供を禁止する。

(ア) 法令に基づく下記の照会があった場合。

①刑事訴訟法第 197 号第 2 項に基づく捜査機関からの照会。

②弁護士法第 23 条の 2 第 2 項に基づく弁護士からの照会。

(イ) 人の生命、身体及び財産に対する差し迫った危険があり、警察及び市の機関から要請があった場合。

(2) 閲覧、提供にあたっては、相手先から身分証明書の提示を求めるなど身元の確認を行うとともに市と提供の可否について協議を行い提供する場合には、提供日時、提供先、提供理由、提供した映像の内容等を記録し保存する。

9. 町内会・自治会での情報共有を図るため、防犯カメラの運用に関する必要な事項について、回覧等を利用して地域内の住民に周知する。

10. 保守点検

防犯カメラ機能維持のため、事業者が推奨する期間内(概ね 24 ヶ月)毎に保守点検を行う。

11. 問い合わせ、苦情等への対応

防犯カメラの管理責任者は、防犯カメラの設置、管理及び運用に関する問い合わせや苦情 について、市と連携して、誠実かつ迅速に丁寧に対応し、適切な措置を講ずる。また、問い合わせや苦情等があった場合には、処理簿により記録し今後の参考とする。

令和 3 年 10 月施行
恵み野西町内会